

少 甲 達 第 3 7 号
情 甲 達 第 2 1 号
平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	長期
他	00	01	10	170	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

少年事件管理システム運用要領の制定について（通達）

- 対号 1 平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日付け少乙達第 5 3 号「少年事件未処理状況の報告及び本部長指揮事件等の即報の徹底について（通達）」
- 対号 2 平成 1 6 年 7 月 2 9 日付け捜一甲達第 4 8 号、生企甲達第 5 4 号、地甲達第 6 9 号、交企甲達第 4 2 号、公甲達第 2 1 号「犯罪事件管理要領の制定について（通達）」

少年事件の管理については、対号通達に基づき実施しているところであるが、このたび、別添のとおり「少年事件管理システム運用要領」を定め、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、対号 1 は廃止する。

別添

少年事件管理システム運用要領

第1 目的等

1 目的

この要領は、少年事件管理システム（以下「システム」という。）の運用について必要な事項を定めることにより、少年事件等に関する情報を一元的に管理して、システムの適正な運用管理を図ることを目的とする。

2 概要

システムは、警察署で認知した少年事件等の概要、捜査経過等の情報を石川県警察情報管理システムの端末装置により登録し、各警察署と少年課において、個々の少年事件等の概要及び長期未処理事件の状況等を管理するもの。

第2 用語の定義

1 少年被疑者等

システムに登録される犯罪少年及び触法少年をいう。

2 少年事件等

システムに登録される少年被疑者等の事件をいう。

3 長期未処理事件

認知した少年事件のうち、2か月を経過しても未処理のものをいう。

第3 運用管理者等

1 準拠

システムの運用管理については、石川県警察情報管理システム運用管理要綱（平成17年3月25日付け情甲達第9号。以下「運用管理要綱」という。）及び石川県警察情報管理システム運用管理要領（平成17年3月25日付け情甲達第10号。以下「運用管理要領」という。）に定めるシステム責任者、業務主管課長及び運用管理者が当たるものとする。

2 業務主管課長

システムの業務主管課長は、少年課長とする。

3 入出力担当者

運用管理者は、システムの運用に必要な入出力担当者を指定し、アクセス権限が与えられた警察職員をもって充てる。

4 アクセス権限

システムの運用に必要なアクセス権限区分は、別表「少年事件管理システムアクセス権限一覧表」によるものとする。

第4 業務の種別

1 新規登録

入出力担当者は、少年被疑者等を検挙・補導したとき又は少年事件等を認知したときは、速やかに少年事件等に関する情報を登録する。

2 送致登録

入出力担当者は、少年事件等の処理を終え、当該事件を送致・通告等したときは、速やかに送致等に関する情報を登録する。

3 未処理理由登録

入力担当者は、登録した少年事件等が1か月以上処理されていない場合は、その理由を登録する。

4 修正登録

入出力担当者は、運用管理者の指示により、登録されている少年事件等に関する情報について修正する。

5 検索

運用管理者は、捜査管理上必要と認めたときは、入出力担当者にシステムによる検索を行わせることができる。

6 帳票出力

(1) 少年課は、少年事件各署別認知・処理・未処理状況一覧、少年事件罪種別認知・処理・未処理状況一覧、警察署別未処理事件一覧表及び警察署別受理事件一覧表の各帳票出力を行うことができる。

(2) 警察署は、犯罪事件受理簿、未処理事件一覧表及び受理事件一覧表の各帳票出力を行うことができる。

7 削除

登録業務により登録されたデータの削除は、運用管理者からの依頼により業務主管課長が行う。

第5 運用上の留意事項

1 迅速かつ確実な登録

システムは、全ての少年事件等を登録し管理するものであり、少年事件等受理後、速やかにかつ正確な情報の登録を徹底すること。

2 関係部門の連携

少年事件等に関する情報の迅速な登録を図るため、関係部門の連携を強化すること。

第6 安全管理

システムの運用実施に当たっては、「石川県警察情報セキュリティ対策基準」(平成17年3月22日付け情甲達第6号、務甲達第44号、会甲達第12号、生企甲達第27号、捜一甲達第25号、交企甲達第22号、公甲達第10号)運用管理要綱及び運用管理要領を遵守すること。

別表

少年事件管理システムアクセス権限一覧表

システムのアクセス権者及びアクセス権者のアクセス範囲については、次のとおりとする。

部 門	所 属		ア ク セ ス 範 囲
	係		
生活安全部	少年課		第 4 に規定する業務に係るアクセス権限
	企画指導		
	対 策		
	特 捜		
警 察 署	生活安全課		第 4 の 1 から 6 に規定する業務に係るアクセス権限
	少 年		
	生活安全		
	少年特犯		